○国土交通省告示第五百七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十八日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日　国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東北縦貫自動車道弘前線	栃木市岩舟町小野寺字石橋一五六七番五から同市岩舟町小野寺字東沢二八九一番三まで	平成二十八年三月十八日十五時

○国土交通省告示第五百八号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十八日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日　国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
常磐自動車道	宮城県亘理郡亘理町逢隈高屋字新谷地一〇三番四から同県亘理郡亘理町逢隈高屋字新谷地八番二まで	平成二十八年三月十九日十六時

○国土交通省告示第五百九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十八日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日　国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
第一東海自動車道	沼津市宮本字元野四九番一八から同市宮本字元野七四番一まで	平成二十八年三月十九日十五時

○国土交通省告示第五百十号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十八日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日　国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
中央自動車道西宮線	栗東市小野一一九―一から同市六地蔵二〇七―一まで	平成二十八年三月十九日十六時

○国土交通省告示第五百十一号

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第十一項の規定に基づき、指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月十八日　国土交通大臣　石井　啓一

指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示

指定区間の指定に関する告示（平成十二年運輸省告示第百七十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表三六の項中「沼島漁港と洲本港との間及び」を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○海上保安庁告示第十七号

海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第三十四条の規定に基づき、航路等を記載する海図の指定に関する告示（昭和四十八年海上保安庁告示第七十七号）の一部を次のように改正し、平成二十八年三月二十五日から施行する。

平成二十八年三月十八日　海上保安庁長官　佐藤　雄二

航路等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する告示

表ＪＰ五五一一の項の次に次のように加える。

ＪＰ５５１２	MARINERS' ROUTEING GUIDE SETO NAIKAI	1／500,000	法第1条第2項の政令で定める境界、航路、法第5条の航路の区間、法第6条の2の航路の区間、法第9条の航路の区間、明石海峡航路の中央、備讃瀬戸東航路の中央、法第25条第2項の経路、法第29条の2第1項の海域

国会事項

衆議院

質問書提出

三月十六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

多子世帯への保育料値上げ問題に関する質問主意書（西村智奈美提出）

議事日程

三月十七日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第九号

平成二十八年三月十七日（木曜日）

午後零時十分開議

第一　踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三　国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案（第百八十九回国会、本院提出）（参議院送付）

第四　雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五　介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（中島克仁外八名提出）

参議院

議事日程　第十三号

平成二十八年三月十六日（水曜日）

午前十時　本会議

議案提出

三月十六日議員から次の議案が提出された。

法人税法の一部を改正する法律案（大久保勉外九名発議）（参第三号）

議案受領（予備審査）

三月十六日衆議院から次の議案が送付された。

国家公務員法等の一部を改正する法律案（大島敦外十六名提出）（衆第一三号）

国家公務員の労働関係に関する法律案（大島敦外十六名提出）（衆第一四号）

公務員庁設置法案（大島敦外十六名提出）（衆第一五号）

議案付託

三月十六日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二三号）

外交防衛委員会に付託

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七号）

財政金融委員会に付託